

# 熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領

## 第1条（趣旨）

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、熊本県土木部では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向けての効果や課題を把握するための取組として、「週休2日試行工事」を実施する。

なお、週休2日試行工事の対象のうち、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受発注間で協議が整った場合に、週休2日試行工事として施工できる「受注者希望型」を実施する。

## 第2条（対象工事）

熊本県土木部が発注する建設工事のうち、原則としてすべての工事を対象とする。

ただし、以下の工事は除く。

- ①工期や作業工程に制約がある工事
- ②緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③施工個所が点在する維持補修工事（道路維持補修委託など）
- ④その他発注者が指定する工事

## 第3条（発注手続き）

- ①当初設計については、第5条に示す週休2日による間接工事費等の補正をせず積算し発注する。
- ②入札公告等及び特記仕様書に、受注者希望型の「週休2日試行工事」であることを明示する。（別紙1、2参照）

## 第4条（試行方法）

### （1）対象期間

対象期間は、工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日までとする（工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない）。よって、工事施工範囲内での全ての作業が完了した後に、現場事務所で行う書類作成・整理については、週休2日の対象期間外の作業として取り扱う。

また、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休2日の対象期間に含まない。

### （2）週休2日の定義

本県が試行する受注者希望型の「週休2日試行工事」における「週休2日」と

は、4週6休以上の休日（現場閉所）を確保することをいう（曜日の特定はない）。やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替えの休日（現場閉所）を確保するものとする。

### （3）休日（現場閉所）の定義

（1）の対象期間内において、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め1日を通して、現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### （4）受注者による意思表示

受注者は、工事着手日前に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面で監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。

### （5）休日（現場閉所）取得計画実績表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所）取得計画実績表（別紙3参照）を監督員に提出する。休日（現場閉所）取得計画実績表の作成に当たっては、上記「（2）週休2日の定義」を反映させることとする。

なお、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所）取得計画実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。

### （6）看板等による表示

受注者は「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙4参照）

### （7）実施報告

受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況をとりまとめ、毎月、監督員に提出する。

### （8）確認の方法

監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を確認する。

## 第5条（間接工事費等の補正）

### 【土木工事】

週休2日試行工事の取組みを実施した工事について、休日（現場閉所）の達成状況に応じ、別紙5の補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて、変更契約時に補正するものとする。

なお、「週休2日試行工事の取組みを実施した工事」とは、実施の意向について、第4条（4）による取組み実施協議が整った工事を指す。（以下、同様）

### 【営繕工事】

週休2日試行工事の取組みを実施した工事について、休日（現場閉所）の達成状況に応じ、別紙6の補正係数を労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乗じて、

変更契約時に補正するものとする。

**【港湾工事】（港湾請負工事積算基準の積算体系によるもの）**

週休2日試行工事の取り組みを実施した工事について、4週8休以上の休日（現場閉所）確保を達成した場合、別紙7の補正係数を労務費に乗じて、変更契約時に補正するものとする。ただし、港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）は対象外とする。港湾工事市場単価については、工種ごとに定められた補正率を乗じるものとする。

**【共通】**

変更契約後、工事完成日まで、所定の休日（現場閉所）の割合を下回らないよう留意すること。

また、休日（現場閉所）の割合の達成状況を確認後、4週6休に満たないもの、及び実施の意向について、第4条（4）による取り組み実施協議が整わなかったものについては、変更契約の対象としない。

**第6条（週休2日実施証明書の交付）**

週休2日試行工事の取り組みを実施した工事で、4週6休以上の休日（現場閉所）取得を達成した工事には、達成状況を記載した実施証明書（別紙8参照）を交付する。

※「ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の交付について（通知）」参照

**附則**

本要領は平成31年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

**附則**

本要領は令和2年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

**附則**

本要領は令和3年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。